

# 阿賀野市子育て応援リーフレット



令和7年度版

- ★ 制度の見直し等により、内容が変わる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
- ★ 保育園や子育て支援センター等に関することは、保育・子育て施設リーフレットをご覧ください。

## 1. 乳児の助成制度

### 新生児聴覚検査費助成・産後1か月母子健診助成制度

産後に受ける新生児聴覚検査と母子の1か月健診の費用を助成します。(それ以外の医療費は、助成の対象外です。)

- 対象者 阿賀野市に住民登録のある人  
 申請期間 受診後6か月以内  
 助成額 新生児聴覚検査にかかる費用(上限あり)、母及び乳児の1か月母子健診の費用  
 窓  健康推進課 こども家庭センター 子育て係 Tel61-2474

### 出産育児助成制度

出産費用(出産日の翌月初日から4か月、市内に住所を有すること)と、出生した翌月から1歳の誕生月までの紙おむつ購入費を助成します。

- 対象者 阿賀野市に住民登録がある産婦と乳児  
 申請期間 出生(転入)後2か月以内  
 助成額 出産費用 40,000円 紙おむつ費用 月額5,000円  
 窓  健康推進課 こども家庭センター 子育て係 Tel61-2474

## 2. 子どものための手当

### 児童手当

- 対象者 高校3年生までの児童を養育している人で市内に住民登録のある人(父母のうち生計中心者)  
 支給月額 ◆3歳未満:第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円  
 ◆3歳以上高校3年生以下:第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円  
 支払日 4月12日・6月12日・8月12日・10月12日・12月12日・2月12日  
 (土日祝日の場合は、直前の平日)  
 窓  社会福祉課 児童福祉係 Tel61-2487

### 児童扶養手当

- 両親の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のために支給します。  
 対象者 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児は20歳未満)を養育している父、母、または父母に代わる養育者(所得制限あり)  
 支給月額 所得に応じて支給額を決定します。  
 支払日 5月11日・7月11日・9月11日・11月11日・1月11日・3月11日  
 (土日祝日の場合は、直前の平日)  
 窓  社会福祉課 児童福祉係 Tel61-2487

### 特別児童扶養手当

- 対象者 在宅で心身に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している人  
 支給月額 1級 56,800円、2級 37,830円  
 支払日 4月11日・8月11日・11月11日(土日祝日の場合は直前の平日)  
 窓  社会福祉課 障がい福祉係 Tel61-2476

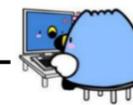


### 障害児福祉手当

- 対象者 重度の障がいがあり日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童  
 支給月額 16,100円  
 支払日 5月10日・8月10日・11月10日・2月10日(土日祝日の場合は直前の平日)  
 窓  社会福祉課 障がい福祉係 Tel61-2476



安心して子育てができるように、市ホームページでも情報を発信しています。ぜひご利用ください。  
 ★QRコードは左から ★インターネットで「阿賀野市 子育て」と検索してもOK!  
 ★URLは <https://www.city.agano.niigata.jp/kosodate/index.html>



阿賀野市イメージキャラクター「ごすっちょ」

## 3. 医療費の助成制度

### 妊産婦医療費助成制度

- 妊産婦の医療費の一部(一部負担金を除いた医療費)を助成します。  
 対象期間 妊娠の届け出をした翌月初日から出産した月の翌月末日まで  
 一部負担金 ▼外来 1回 530円(月4回まで) ▼入院 1日 1,200円  
 窓  健康推進課 こども家庭センター 子育て係 Tel61-2474

### 子ども医療費助成制度

- 子どもが病気やけがをしたときの医療費(健康保険適用分)を全額助成します。  
 対象期間 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
 窓  社会福祉課 児童福祉係 Tel61-2487

### ひとり親家庭等医療費助成制度

- ひとり親家庭の父または母とその児童の医療費の一部(一部負担金を除いた医療費)を助成します。  
 対象者 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児は20歳未満)と、その父、母、または父母に代わる養育者(所得制限あり)  
 一部負担金 ▼外来 1回 530円(月4回まで) ▼入院 1日 1,200円  
 ▼調剤と装具作成費は一部負担金なし ※高校卒業相当までの児童は自己負担なし  
 窓  社会福祉課 児童福祉係 Tel61-2487

### 育成医療助成制度

- 身体(手足、眼、耳、言語または内臓)に障がいをもつ子どもで、機能を回復するための治療を指定された医療機関で受ける場合、医療費の一部を助成します。  
 対象者 18歳未満の児童で、手術等の治療をする場合 ※該当するかを主治医に確認してください。  
 自己負担額 世帯の市民税額等に応じた自己負担があります。  
 窓  社会福祉課 障がい福祉係 Tel61-2476

### 未熟児養育医療

- 身体の発育が未熟なまま生まれた新生児で、指定された医療機関で入院が必要な場合、医療費の一部を助成します。  
 対象者 出生時体重が2000g以下または入院養育が必要な新生児  
 ※該当するかを主治医に確認してください。  
 自己負担額 世帯の市民税額等に応じた負担金を、子ども医療費助成等にて市が負担します。  
 窓  健康推進課 こども家庭センター 子育て係 Tel61-2474

### 小児慢性特定疾患治療研究事業

- 子どもが国で定められた特定疾患にかかった場合、治療にかかる医療費の一部または全部を助成します。各疾患に認定基準があります。  
 対象者 18歳未満(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満)の児童で、特定の疾患にかかった児童 ※該当するかを主治医に確認してください。  
 自己負担額 生計中心者の所得税額等に応じて自己負担があります。(重症患者に認定された場合は、自己負担なし)  
 窓  新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課 Tel0254-26-9132

## 4. 子育てサービス

### 子育て応援カード

- 地域での子育てを応援するため協賛企業に登録したお店でカードを提示すると、各種サービスが受けられます。  
 対象者 18歳未満の子どものいる保護者  
 サービス内容 料金の割引、ポイントや景品の進呈など  
 ※協賛企業及びサービス内容は市ホームページをご覧ください。  
 申込方法 申請書に必要事項を記入し、児童福祉係へ提出してください。  
 窓  社会福祉課 児童福祉係 Tel61-2487



## 5. 子育てに関する相談窓口

ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください



子育てをしていると誰でもこんな気持ちになる時があります。「どうして思いどおりに動いてくれないの」「子どもとふたりきりでこれからの子育てが不安」…そんなときは相談してください。

### 児童家庭相談

\*18歳未満の児童についての発育や子育てに関する相談（ひきこもり、不登校、非行や不良行為、気がかりな行動など青少年に関する相談も含む）  
\*虐待や障がい相談など子どもや家庭のいろいろな相談  
相談日 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）  
窓 健康推進課 こども家庭センター  
こども若者相談支援係 Tel.25-7197

### 妊婦健康相談・育児相談

妊婦の健康や子どもの発育・発達、育児に関する相談  
相談日 金曜日 9:00～12:00（祝日は除く）  
第1・3水曜日 13:00～17:00（祝日は除く）  
第2・4水曜日 9:00～17:00（祝日は除く）  
窓 健康推進課 こども家庭センター  
子育て係 Tel.61-2474



### 教育相談

教育上の悩み相談や不登校、いじめなどの相談  
相談日 水曜日 9:30～16:30（祝日は除く）【要予約】  
窓 教育センター（笹神支所内） Tel.62-2790

### 母子父子家庭相談

\*母子家庭、父子家庭の手当や医療費助成などの相談  
\*離婚後の養育や子育ての相談  
相談日 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）  
窓 社会福祉課 児童福祉係 Tel.61-2487

### 相談支援センターことはな（要予約）

\*子育て全般（発達が心配、言葉が遅れている、集団参加が困難、落ち着きがない、こだわりが強い、人との関わりが一方的など）に関する相談（相談支援事業）

対象 0～18歳の児童  
相談日 月曜日～土曜日 8:30～17:30  
（祝日、隔週の木曜・土曜は除く）  
窓 相談支援センターことはな  
（こどものことばとこころの相談室内） Tel.61-2323

## 6. 夜間・休日診療

### 休日や夜間に受診したい場合

#### 休日・夜間の急病時の電話相談等活用ガイド

（健康推進課発行）または  
市HP「休日・夜間の診療機関」  
のページをご覧ください。



\*急病患者を対象とし、休日や夜間に応急処置を担当する所です。入院や手術はできません。  
\*健康保険証、各種医療費受給者証及び現在服用されている薬を持参ください。

### どの医療機関に受診すればいいかわからない場合

夜間小児救急医療電話相談（18:00～翌朝8:00）

#8000（携帯電話・プッシュ回線）  
または025-288-2525

阿賀野市消防署電話相談（24時間対応）  
0250-62-0119

## 7. 児童虐待を防ぎましょう

### 児童虐待の通報は市役所または児童相談所へ

児童虐待の早期発見・早期対応は重要です。児童虐待を受けていると思われる子どもを発見した人は、相談窓口にご連絡ください。通告に関する秘密は固く守られます。

### 阿賀野市役所

健康推進課 こども家庭センター  
こども若者相談支援係 Tel.25-7197  
月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）

### 新発田児童相談所

Tel.0254-26-9131  
月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）  
※緊急の児童虐待相談は休日夜間でも受け付けています

### DV相談ナビ

Tel.#8008（はれれば）（有料）

### 児童相談所全国共通ダイヤル

Tel.189（いちはやく）

### 新潟地方法務局「子どもの人権110番」

Tel.0120-007-110  
月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）



### 阿賀野警察署

Tel.63-0110  
生命の危険が迫っている場合は、110番通報を！！

## 8. 子育てに関するサポート

妊娠から出産、子育て期まで切れ目なくサポートしています。母親だけでなく、父親、祖父母が参加できる教室などもありますので、ぜひ皆さんでお越しください。  
※申込が必要な教室もあります。詳しい日程や会場、申込方法等は、市ホームページ子育てサイトをご確認ください。

窓 健康推進課 こども家庭センター 子育て係 Tel.61-2474

### プレママ・プレパパ教室

対象：妊娠4か月～8か月の妊婦とその夫

産前・産後の健康管理や赤ちゃんとの関わり方が学べます。  
不安を解消し、安心して赤ちゃんを迎えましょう。栄養・育児の話、妊婦体験 ほか

### 産後ケア

医療機関での宿泊型ケアと日帰り型ケア、助産師の家庭訪問によるケアを実施しています。

#### 対象者

阿賀野市に住所があり、出産後に心身の不調や育児不安を抱えているなど支援が必要と認められ、以下に該当する方。

宿泊型・日帰り型：産後3か月までの母子（実施機関により対象月齢が異なります）  
訪問型：産後1歳未満の母子（母のみの利用も可能）

#### 利用回数

宿泊型：上限7日間  
日帰り型：上限7回  
訪問型：お子さん1人につき上限7回（双子の場合は上限14回）

※訪問型ケアは9:00～18:00（土日祝日・年末年始は除く）、1回おおむね90分

#### 利用料金

利用料金から以下の助成額を差し引いたものが、自己負担額となります。

・助成額  
宿泊型：1～5日目は1日につき22,500円、6～7日目は1日につき20,000円  
日帰り型：1回につき15,000円  
訪問型：全額助成

※利用される実施機関や個室利用の有無などにより、自己負担額は変わります。



### ごっくん離乳食講習会

対象：4～6か月の乳児

初めての離乳食の進め方や食べさせ方、作り方などのポイントを学びます。  
赤ちゃんの手遊びも紹介します。試食もあります。

### かみかみ離乳食講習会

対象：7～9か月の乳児

ごっくんが上手になって食べられる食材が増えてくる「かみかみ期」。  
2回食から3回食への進め方や味付け、調理のポイントを学びます。試食もあります。

### 食育ミニ講座

対象：入園前の子どもとその保護者

子育て支援センターへ栄養士が伺い、年齢に応じた食育の講話や相談を行います。